

交通事故等第三者行為による介護保険サービスの利用に 係る提出書類

平素より介護保険行政につきましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの事故につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

被害者（第1号被保険者に限る）の方が第三者の不法行為を起因とした介護保険サービスを受けられた場合、保険者である稲城市への届出が必要となります。お手数をおかけしますが下記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

番号	書類名	備考
①	第三者行為による傷病届け（介護保険）	
②	事故発生状況報告書	
③	交通事故証明書	入手できない場合は「交通事故証明書入手不能理由書」をご提出ください。
④	同意書兼念書	
⑤	誓約書	第三者（加害者）に記入してもらってください。
⑥	示談書の写し	示談が成立した時

※①、②、③の様式について、医療保険での第三者行為による届出をされている場合は、当該届出書の複写でも結構です。

【提出先・問い合わせ先】

稲城市役所 高齢福祉課 介護保険係
（市役所2階4番窓口）

〒206-8601

東京都稲城市東長沼2111番地

電話番号：042-378-2111（内線282/283）